

水循環基本法附則第 2 項に規定する 総合的検討の履行を要望する声明書

水循環基本法(公布 2014 年 4 月 2 日、施行 7 月 1 日、以下「基本法」と言う)は、今年 7 月 1 日をもって施行後満 8 年を迎えます。基本法附則第 2 項には「本部については、この法律の施行後 5 年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と明記されています。私達は、この総合的検討に国民の意見を提供するため「第 1 回水循環基本法を“動かす”シンポジウム」を 2019 年 5 月 23 日に開催し、シンポジウムで決定した声明書に基づき国会請願「水循環基本法の的確な履行と水制度及び水行政改革の断行に関する請願」(紹介議員:穀田恵二代議士)(添付資料参照:略)を行いました。請願は、国土交通委員会に付託されましたが、審議未了・廃案の道を辿りました。不思議なことですが、附則第 2 項に「5 年を目途」と書かれているにも拘らず、立法府において「総合的検討を行った」情報がありません。

もっとも 2021 年 6 月 16 日「水循環基本法の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 73 号)が公布・施行されました。これは、地下水管理に関する規定の追加であって、附則第 2 項に係る総合的検討ではありません。

基本法は、衆参両院の総員賛成による議員立法です。国会は、基本法を成立させた当事者として立法府の立場から附則第 2 項に基づき本部の運用実績を総合的に評価し、必要な改革処置を講じるべきであり、国民の切なる願いです。言うまでもなく、水は国民の「生命の水」だからです。

私達は、国民の立場からこれまで本部の対応を見守って参りましたが、残念ながらこの間、基本法の空文化が進むばかりです。これでは、「議員立法によって制定された基本法の本来の意図に反する不幸な事態を自ら招くことになる」と憂慮に耐えられません。国会(立法府)は、この事態を回避するために、速やかに附則第 2 項に基づく総合的検討を進められ、本部に「現行基本法の的確な履行とわが国の水制度及び水行政改革の断行」を勧告されるよう要望します。

私達は、ここに以上を声明するとともに、衆参両院議長に要望書を提出することといたします。

2022 年 6 月 24 日

「第 2 回水循環基本法を“動かす”シンポジウム」に於いて

日本水循環文化研究協会